



下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていない方は早めに工事をされますよう、よろしくお願います。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

下水道への接続はお済みでしょうか？



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。



【助成金額】

- ・ 近畿規模の大会 5千円
- ・ 全国規模の大会 1万5千円

本助成金は、全国規模の大会および近畿規模の大会に出場する場合に対象となります。

スポーツ・文化活動に対する助成金について

教育委員会
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
学校教育班 (☎63・2038)
生涯学習班 (☎63・3812)

8月は電気使用安全月間です

電気は大変便利なエネルギーですが、取扱を誤ると感電や火災の原因になります。電気事故をなくすため、毎年8月に「電気使用安全月間」運動が、全国一斉に実施されています。

今年の重点テーマは

- 日頃から電気の安全を心がけ、かしこく上手に使いましょう
- 自家用設備の電気事故は、適切な保守点検と計画的な更新で防ぎましょう
- 地震、雷、風水害などの自然災害に備え、日頃から電気の安全に努めましょう

日頃から電気使用の安全を心掛けてください。



【お問い合わせ】
関西電気保安協会
和歌山支店 御坊営業所
☎23・2368

空き家 なんでも相談会

空き家に関する相談を、行政職員と専門家が無料で相談対応します。

- ・ 日時 8月13日(火) 13:30～16:00
- ・ 場所 日高振興局(御坊市湯川町財部651)
- ・ 申し込み
①氏名 ②連絡先 ③相談内容等
④相談希望日 ⑤相談会場

を日高振興局建築グループまで事前に連絡して下さい。(当日会場での受け付けも可能ですが、事前申し込みを頂いた方を優先して相談対応いたします。)

☎ 24・2908
FAX 24・2920
(持参・郵送も可)

空き家に関する
問い合わせ
総務政策課
☎ 63・2051





産業建設課
お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

森林の立木を伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。



【届出等の時期について】

■普通林の場合
・伐採する90日～30日前までに届出が必要

■保安林の場合

・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要
・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要

・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

【無届伐採に対する罰則】

■普通林の場合

・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

■保安林の場合

・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

(<http://www.town.wakayama-hidaka.jp/docs/20140900400112/>)
をご覧ください。

森林の土地の所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。



■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。ホームページからダウンロードすることもできます。)

②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

詳しくは産業建設課(☎63・3806)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。